

東京二十三区清掃一部事務組合  
管 理 者 殿

東京二十三区清掃一部事務組合  
監査委員 本 間 敏 明  
監査委員 山 本 泰 人  
監査委員 木 内 清

令和 3 年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

なお、吉住健一監査委員及び和田ひでとし監査委員は令和 3 年 6 月 27 日まで関与し、山本泰人監査委員及び木内清監査委員は同年 6 月 28 日から関与しています。

## 記

### 第 1 定期監査

#### 1 監査実施期間

令和 3 年 5 月 11 日から令和 4 年 2 月 17 日まで実施した。

#### 2 監査対象（全所属）

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

### 3 監査の範囲と観点

#### (1) 監査の範囲

令和 2 年 4 月 1 日から監査実施当日分まで

ただし、契約関係は令和 2 年度分の事務処理について監査した。

#### (2) 監査の観点

- ① 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の予算執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、並びに財産管理等財務に関する事務の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているか。

- ② 事務事業が計画や目的に沿って実施され、かつ経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。
- ③ 令和元年度定期監査での注意・指導事項が是正されているか。

#### 4 監査の方法

定期監査については、監査資料に基づき書類審査、ヒアリング等により行った。  
また、清掃工場、中防処理施設管理事務所及び清掃技術訓練センターにおいては、東京都の緊急事態措置等を受け、新型コロナウイルス感染症対策として時間を短縮し実施した。  
ただし、本庁監査は例年どおり実施した。

#### 5 監査の結果

事務事業の執行については、概ね適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。  
なお、一部の事務処理に見受けられた軽微な誤りについては、監査の過程で担当部課等に対し指導を行った。

#### 6 意見

##### (1) 公金の取扱い

公金の取扱いについては、私費での立替払、前渡金の精算及び収納金の払込みの遅れが見受けられた。公金の取扱いは、例え少額であっても会計経理を誤らせるだけでなく、時には事故につながる恐れもあるため、今後は、地方自治法、規則等に基づいた公金の取扱いに努められたい。

##### (2) 文書事務の適正な執行

起案文書の作成については、記載内容と作成方法の誤りが散見された。  
また、起案文書の決定日等については、決定権者等が勤務庁に出勤していない日であったものが見受けられた。  
自治体は文書主義の原則を旨とし、公文書をもって区民等への説明責任を果たさなければならない。このことを踏まえ、今後は、事務職、技術職等の職種に関わらず清掃一組職員全体として、適正な文書事務の執行に努められたい。

##### (3) 契約事務の適正な執行

契約の手続については、今年度も業者が同一で、内容が類似し、契約日が近接しているなどの契約が見受けられた。経費節減、事務作業の効率化を目指し、また透明性を確保する上でも適正な契約事務の執行に努められたい。

##### (4) 文書事務等研修の充実による人材育成の強化

上記(2)、(3)については、文書事務及び契約等の財務事務に関する知識と理解の不足が影響していると考えられる。当該事務に関する研修の内容と方法を見直し、上記事項の改善を図られたい。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、研修、

説明会等の中止又は規模を縮小したものが多く見受けられた。各主管課及び所属部署は、十分に教育を受けられなかった職員に対し、フォロー体制の強化に努められたい。

(5) 令和元年度定期監査の注意・指導事項への対応状況（重点監査項目）

令和元年度定期監査で注意・指導したことが是正されているかを確認した。結果は軽微なものは是正されていたが、一方、所属全体又は係間の調整が必要なものに一部は是正されていないものがあつた。

今後は、所属全体又は係間での協力体制を強化し、適正な事務処理に努められたい。

第2 工事及び委託監査

1 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場、中防処理施設管理事務所及び建設部所管の契約金額100万円以上の工事（修繕含む。）及び委託

2 監査の実施期間・範囲・方法

| 種別<br>項目 | 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託  | 契約金額500万円以上の工事及び委託  |
|----------|--|---|
| 監査実施期間   | 令和3年5月11日から<br>令和4年2月17日まで   | 令和3年9月6日から<br>令和4年2月17日まで   |
| 監査の範囲    | 令和2年度に契約したもの又は契約変更したもの   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に契約したもの又は契約変更したもの</li> <li>・令和元年度（平成31年度）以前に契約したもので、令和2年度内に完了したもの、又は令和3年度以降継続しているもの</li> </ul> |
| 監査方法     | 対象となる工事及び委託 548 件中 145 件（26.5%）を抽出し、定期監査時に併せ、監査資料に基づき書類審査及び疑問点等の確認を行った。また、新型コロナウイルス感染症対策として時間を短縮し実施した。 | 対象となる工事及び委託 448 件中 66 件（14.7%）を抽出し、監査資料に基づき書類審査及び疑問点等の確認を行った。   |

3 技術調査委託

技術調査は、外部の専門技術者が第三者の立場で、当該事業に関わる計画、設計、積算等に関する事項が適切に行われているかを、プラント工事に精通している技術士が調査し評価を行うものである。今年度は「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託し実施した。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、調査範囲を機械分野（プラント機械、建築機械）と電気分野（プラント電気、建築電気）の2分野に絞り、多人数での調査を回避し実施した。

調査対象：光が丘清掃工場建替工事

委託期間：令和3年9月1日から令和4年2月17日まで

#### 4 監査の着眼点

監査にあたっては、工事は設計・仕様書、積算、施工、委託は設計・仕様書、積算、業務履行のそれぞれ3分野ごとに着眼点を設定し実施した。

また、「施工管理」を重点監査項目とし、関係図書の確認及び管理が適切に行われているかについて検証を行った。

#### 5 監査の結果

監査対象期間における工事及び委託については、概ね適正に執行されており、特に指摘する事項はなかったが、一部に以下のような注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

#### 6 意見

##### (1) 施工管理全般について

###### ① 文書の適正な管理について

今回の工事及び委託監査において、関係書類を別ファイル等に保存していたり、差替え前の書類を保存していたりした事例が複数部署で確認された。

公文書については、決められた場所に保存管理していなければ、必要な文書を探し出す時間がかかるだけでなく、住民等第三者への説明責任を果たすことができなくなるため、適正な文書管理を実施されたい。

###### ② 特記仕様書で提出を求めている書類について

今回の工事及び委託監査において、特記仕様書で提出を求めている書類が未提出であった事例が複数見られた。

監督員は、当該書類が契約内容の適正な履行を確認するために必要な書類であることを十分理解し、提出の確認にあたるとともに、受注者から提出が無い場合には適切な指導等に努められたい。

併せて、管理監督者は適時適切な指導等を行うことで、監督員に特記仕様書の意義を十分理解させ、未提出の改善を図られたい。

##### (2) 契約締結事務（特命随意契約）について

契約のあり方については、原則として、特命随意契約から競争入札に変更するの方針が出されている工事等の中で、今年度、委託2件、工事1件で特命随意契約が行われている事例が見受けられた。

清掃一組としての第一優先事項は安定した施設運営であり、やむを得ない事情で契約方法を変更できないところもあるが、今後は、工事等の性格を十分に

把握した上で、分離発注をするなどの工夫を重ね、方針に沿った見直しを検討されたい。

### 第3 財政援助団体監査（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）

#### 1 監査実施日

令和3年5月11日から令和4年2月17日まで実施した。

#### 2 監査対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会（総務部所管）

#### 3 監査の範囲及び方法

令和2年4月1日から監査実施当日まで（契約関係は令和2年度分）の書類について監査した。

財政的援助に基づく事業運営が援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として実施した。

#### 4 監査の結果

事務事業の執行については、適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、今後の事務処理について意見を述べる。

#### 5 意見

互助会事務に携わる職員は、職員互助会経費に公金が含まれているという認識をしっかりと持ち、引き続き、適切な事務処理に取り組み、併せて、管理監督者においては、組織内のチェック体制を整備するとともに、職員への注意喚起と指導に努められたい。